

議案第23号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和7年4月14日提出

逗子市長 桐ヶ谷 寛

（提案理由）

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）の施行に伴い、軽自動車税種別割の税率に関する規定の一部を改正するとともに、固定資産税の減額措置について申告手続きの見直しに関する規定を定めるに当たり、改正の要あるため提案する。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

逗子市長 桐ヶ谷 寛

逗子市市税条例の一部を改正する条例

（別紙のとおり）

逗子市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市条例第 9 号

逗子市市税条例の一部を改正する条例

逗子市市税条例（昭和49年逗子市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第26条第 1 号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「0.09リットル以下のもの」の次に「(ウに掲げるものを除く。)」を加え、同号エを同号オとし、同号ウ中「0.09リットルを超えるもの」の次に「(ウに掲げるものを除く。)」を加え、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 2 輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

附則第36項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)」を付し、同項中「附則第 7 条第16項各号」を「附則第 7 条第17項各号」に改める。

附則に次の 1 項を加える。

37 法附則第15条の 9 の 3 第 1 項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第 5 条の 2 第 1 項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の 9 の 3 第 2 項に規定する期間内に施行規則附則第 7 条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の 9 の 3 第 1 項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第 1 項の規定を適用することができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

2 この条例による改正後の逗子市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和 7 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 6 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

3 新条例第 26 条（第 1 号に係る部分に限る。）の規定は、令和 7 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 6 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。